

盛土等の行為には許可・届出が必要となります



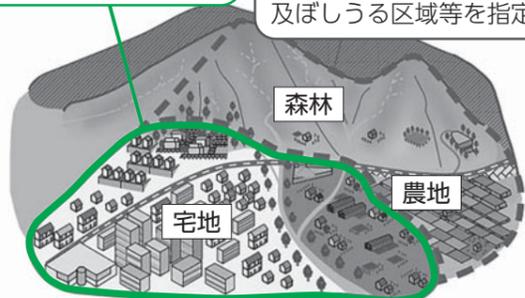
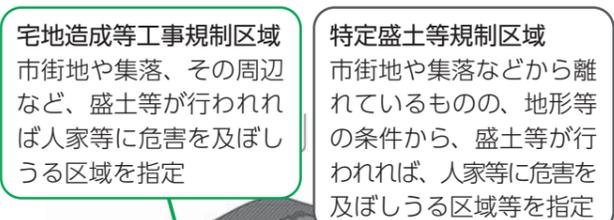
令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴う盛土の崩落により甚大な人的・物的被害が発生したことを踏まえて、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制する「盛土規制法」が制定されました。

●盛土規制法のポイント

- ①「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」の2種類の規制区域を指定します。
- ②規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合には、あらかじめ許可・届出が必要となります。

③許可を受けるためには法定の安全基準を満たす必要があります。

④規制区域内の盛土等が行われている土地では土地所有者等が常に安全な状態を維持する必要があります。



引用元：国土交通省パンフレット

●いつから許可・届出が必要となりますか？

令和7年度からを予定しています。詳しい日程は、今後、県ホームページ等でお知らせします。

問合せ 熊本県土木部
建築住宅局建築課
☎ 096-333-2542



HPはコチラ

「税」のお話し(税務住民課からのお知らせ)

町では、町民や事業所を始めとする納税義務者からの納税額（国民健康保険税を除く。）が、年間約15億円にも上り、町の貴重な自主財源となっています。今回は、町税のひとつである、固定資産税の「償却資産」についてご紹介します。

【償却資産とは】

個人や法人が事業のために所有する資産のことで、土地や家屋と並び固定資産税課税対象の一つです。取得価格が10万円以上の下記償却資産が主な課税対象になります。

種類	課税対象となる主な償却資産の例
構築物	ビニールハウス、駐車場の舗装費、広告塔、建物附属設備など
機械および装置	農機具（ロータリーなど）、製造・製作用機械、搬送設備など
船舶	ボートなど
航空機	飛行機、ヘリコプターなど
車両および運搬具	大型特殊自動車など（自動車税の対象となる車両は含めない※）
工具・器具および備品	パソコン・冷房・車椅子・机・キャビネットなど



※農耕用車（トラクター、田植え機）などは課税対象外です。

【申告について】

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況について申告することが義務付けられています。償却資産申告書を作成し、毎年1月31日までにご提出ください。電子申告（eLTAX）も受け付けています。ただし、前年度の償却資産に増減がなかった場合は申告書類の提出は不要です。

また、申告した内容に漏れや誤りなどがあった場合は速やかに申告の修正を行ってください。

なお、申告すべき資産について正当な理由が無く申告をしなかった場合には、延滞金を加算して不足税額を徴収することがあります。

問合せ 税務住民課 ☎ 72-1128

小学校および中学校への就学について



教育委員会では、児童・生徒の住所により、就学する小学校および中学校の指定を行います。しかし、諸事情により指定された学校の変更を希望する場合は、変更の申し出をすることができます。変更の申し出ができる内容は下記のとおりです。申し出の内容は教育委員会で協議し、判断します。学校の変更を希望される方は、教育委員会学校教育課までお早めにご相談ください。

項目	変更を希望する内容	適用期間	受付期間
居住に関するもの	区域外へ転居し、引き続き転居前の学校へ通学したい場合	学期末日まで (小6・中3の場合、年度末日まで)	随時
	区域外に居住し、概ね1年以内に区域内に居住をすることが確実な場合	転居までの期間	随時 (売買契約書・賃貸契約書等添付)
家庭環境によるもの	保護者の就労等により、下校後保護者等が不在で、区域外にある親類の家もしくは、勤務先から通学させることを希望する場合	小学校卒業まで	随時
	保護者が病気療養等により、区域外の家庭に保護されている場合	必要な期間	随時 (診断書等添付)
教育的配慮によるもの	特別支援学級へ通学を希望する場合で、区域内に該当する学級がない場合	卒業まで	随時
	就学指定校において、児童生徒の関係で深刻な悩みを持ち、学校における十分な指導にもかかわらず、転校の希望があり、就学校を変更することで当該児童生徒の心的負担の軽減や登校状況が改善されると予測される場合	卒業まで	随時 (校長からの意見書等添付)
	慢性疾患等により、長期的定期的に通院治療を必要とするため、病院の最寄りの就学区域外への就学を希望する場合	教育委員会が認めた期間	随時 (診断書等添付)
	就学指定校が複式学級の可能性があり、近隣の単式学級の学校での教育を希望し、教育委員会が相当であると認めた場合	入学から卒業まで	学校指定の通知（1月発送予定）を受けた日から10日以内 ※希望する場合は、9月末までに教育委員会へご連絡ください。
その他	上記の他、児童生徒の具体的な事情に即して、教育委員会が相当であると認めた場合	教育委員会が認めた期間	随時

問合せ 学校教育課 ☎ 72-0443